

新	旧
<p>第一章 総 則</p> <p>(適用の一般原則)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第五項（これらの規定のうち第二十四条の二第二項において準用し、及びこの規則を適用することが適当なものとして大蔵大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定について法第二十七条に準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書（指定法人の作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の二及び第一条の三を除き、第一章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>2 大蔵省組織令（昭和二十七年政令第三百八十六号）第八十三条に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。</p> <p>3 大蔵大臣が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。</p> <p>(信託財産に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法)</p> <p>第一条の三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者が提出する信託財産（同法第十四条に規定する信託財産をいう。）に係る財務諸表の用語、様式及び作成方法は、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則（平成十年総理府令・大蔵省令第三十号）に定めるものとする。</p>	<p>第一章 総 則</p> <p>(適用の一般原則)</p> <p>第一条 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条、第九条第一項、第十条第一項、第二十四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第五項（これらの規定のうち第二十四条の二第二項において準用し、及びこの規則を適用することが適当なものとして大蔵大臣が指定した法人（以下「指定法人」という。））についてこれらの規定について法第二十七条に準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書又は損失処理計算書（指定法人の作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。以下同じ。）及び附属明細表（以下「財務諸表」という。）の用語、様式及び作成方法は、第一条の二を除き、第一章から第六章までの定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 大蔵大臣が、法の規定により提出される財務諸表に関する特定の事項について、その作成方法の基準として特に公表したものがあつた場合には、当該基準は、この規則の規定に準ずるものとして、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。</p> <p>(新設)</p>

(定義)

第八条 この規則において、「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。

2 (略)

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む。))をいう。以下同じ。この財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。))を支配している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社とは、次の各号に掲げる会社をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社は、この限りでない。

一 他の会社等(会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法(明治三十二年法律第四十八号)の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法(大正十一年法律第七十一号)の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、有効な支配従属関係が存在しないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。))の議決権の過半数を自己の計算において所有している会社

二 他の会社等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している会社であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する会社

イ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の会社等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 他の会社等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

二 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。

(定義)

第八条 この規則において、「一年内」とは、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内の日をいう。

2 (略)

3 この規則において「親会社」とは、他の会社の議決権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十一条第三項の規定により議決権を有しないこととなる場合における当該議決権を含む。この条において同じ。))の過半数を実質的に所有している会社をいい、「子会社」とは、当該他の会社をいう。親会社及び子会社又は子会社が他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社も、また、その親会社の子会社とみなす。

(新設)

()の総額の過半について融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び第六項第二号口において同じ。)()を行つていること(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。)。

ホ その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)()に他の会社等の議決権の過半数を占めている会社であつて、かつ、前号口からホまでに掲げるいずれかの要件に該当する会社

5 | この規則において「関連会社」とは、会社(当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)()が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいつ。

6 | 前項に規定する子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合とは、次の各号に掲げる場合をいつ。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 子会社以外の他の会社等(会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社、商法の規定による整理開始の命令を受けた会社、破産法の規定による破産宣告を受けた会社その他これらに準ずる会社等であつて、かつ、当該会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる会社等を除く。以下この項において同じ。)()の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合

二 子会社以外の他の会社等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合であつて、かつ、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者

4 | この規則において「関連会社」とは、会社(当該会社が子会社を有する場合には、当該子会社を含む。)()が他の会社の議決権の百分の二十以上、百分の五十以下を事実的に所有し、かつ、当該会社が人事、資金、技術、取引等の関係を通じて当該他の会社の財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社をいつ。

(新設)

が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

ロ 子会社以外の他の会社等に対して重要な融資を行っていること。

ハ 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

二 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

ホ その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

7 | 特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第一項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていること）と同様の事業を営む事業体をいう。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（以下この項において「出資者等」という。）から独立しているものと認め、第二項及び第四項の規定にかかわらず、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

8 | この規則において「関係会社」とは、法の規定により財務諸表を提出すべき会社（以下「財務諸表提出会社」という。）の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

9 | (略)

10 | (略)

11 | (略)

12 | (略)

13 | この規則において「デリバティブ取引」とは、第九項から前項までに規定する取引をいう。

14 | この規則において「連結財務諸表」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に

(新設)

5 | この規則において「関係会社」とは、法の規定により財務諸表を提出すべき会社（以下「財務諸表提出会社」という。）の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社をいう。

6 | (略)

7 | (略)

8 | (略)

9 | (略)

10 | この規則において「デリバティブ取引」とは、第六項から前項までに規定する取引をいう。

(新設)

関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）
第一条に規定する連結財務諸表をいう。

15 この規則において「持分法」とは、連結財務諸表規則第二条第八号に規定する方法を
いう。

16 この規則において「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

イ 財務諸表提出会社の親会社

ロ 財務諸表提出会社の子会社

ハ 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

ニ 財務諸表提出会社のその他の関係会社（財務諸表提出会社が他の会社の関連会社で
ある場合における当該他の会社をいう。以下この号において同じ。）並びに当該その
他の関係会社の親会社及び子会社

ホ 財務諸表提出会社の関連会社及び当該関連会社の子会社

ヘ 財務諸表提出会社の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。
以下同じ。）及びその近親者（二親等内の親族をいう。以下この号において同じ。）

ト 財務諸表提出会社の役員（法第五条第一項第一号（法第二十七条において準用する
場合を含む。）に規定する役員をいう。）及びその近親者

チ ヘ又はトに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及
び当該会社等の子会社

（持分法損益等の注記）

第八条の九 連結財務諸表を作成していない会社にあつては、関連会社に対する投資の金
額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損
失の金額を注記しなければならない。ただし、損益等からみて重要性の乏しい関連会社
については除外してこれらの金額を算出することができる。

（関連当事者との取引に関する注記）

第八条の十 財務諸表の提出会社と関連当事者との間に取引がある場合（当該関連当事者
が当該提出会社の親会社、その他の関係会社、主要株主又は役員（以下「親会社等」と
いう。）の場合であつて、親会社等が第三者のために当該提出会社との間で行つ取引が
ある場合及び当該提出会社と第三者との間の取引で親会社等が当該取引に関して当該提
出会社に重要な影響を及ぼしている場合を含む。）には、その重要なものについて、次
の各号に掲げる事項を原則として関連当事者並びに注記しなければならない。ただし、
財務諸表の提出会社が連結財務諸表を作成している場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

一 当該関連当事者が会社等の場合には、その名称、所在地、資本金又は出資金、事業の内容及び当該関連当事者の議決権に対する当該提出会社の所有割合又は当該提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

二 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名、職業及び当該提出会社の議決権に対する当該関連当事者の所有割合

三 当該提出会社と当該関連当事者との関係

四 取引の内容

五 取引の種類別の取引金額

六 取引条件及び取引条件の決定方針

七 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

八 取引条件の変更があつた場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

2 関連当事者との間の取引のうち次の各号に定める取引については、前項に規定する注記を要しない。

一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

二 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

第二章 貸借対照表

第二節 資産

第三目 固定資産

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 営業権、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権、ソフトウェアその他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 営業権

第二章 貸借対照表

第二節 資産

第三目 固定資産

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 営業権、特許権、借地権、地上権、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権、入漁権その他これらに準ずる資産は、無形固定資産に属するものとする。

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 無形固定資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一 営業権

- 二 特許権
- 三 借地権（地上権を含む。）
- 四 商標権
- 五 実用新案権
- 六 意匠権
- 七 鉱業権
- 八 漁業権（入漁権を含む。）
- 九 ソフトウェア
- 十 その他

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十九条 前条第一項第十号の資産のうち、水利権又はその他の資産でその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四目 繰延資産

（繰延資産の範囲）

第三十六条 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費及び建設利息（商法第二百九十一条第一項の規定により株主に配当した利息をいう。以下同じ。）は、繰延資産に属するものとする。

（繰延資産の区分表示）

第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 創立費
- 二 開業費
- 三 新株発行費
- 四 社債発行費
- 五 社債発行差金
- 六 開発費

（削除）

七 建設利息

2 第十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

- 二 特許権
- 三 借地権（地上権を含む。）
- 四 商標権
- 五 実用新案権
- 六 意匠権
- 七 鉱業権
- 八 漁業権（入漁権を含む。）
- （新設）
- 九 （同上）

2 （同上）

第二十九条 前条第一項第九号の資産のうち、水利権又はその他の資産でその金額が資産の総額の百分の一を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第四目 繰延資産

（繰延資産の範囲）

第三十六条 創立費、開業費、新株発行費、社債発行費、社債発行差金、開発費、試験研究費及び建設利息（商法第二百九十一条第一項の規定により株主に配当した利息をいう。以下同じ。）は、繰延資産に属するものとする。

（繰延資産の区分表示）

第三十七条 繰延資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

- 一 創立費
- 二 開業費
- 三 新株発行費
- 四 社債発行費
- 五 社債発行差金
- 六 開発費

七 試験研究費

八 建設利息

2 同上

第三章 損益計算書

第三節 販売費及び一般管理費

(研究開発費の注記)

第八十六条 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければならない。

第六章 附属明細表

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百十九条 別記に掲げる事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二五四号)、証券会社に関する命令(平成十年総理府令・大蔵省令第三十二号)、鉄道事業会計規則(昭和六十二年運輸省令第七号)、一般旅客自動車運送事業会計規則(昭和三十九年運輸省令第一九号)、自動車道事業会計規則(昭和三十九年運輸省・建設省令第三号)又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二丁八 (略)

九 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律施行規則の適用を受ける証券投資法人については、同規則に定める様式による有価証券明細表を作成するものとする。

別記 一〇十六 省略

十七 証券投資信託委託業

十八 証券投資業

第三章 損益計算書

第三節 販売費及び一般管理費

(技術研究費の表示方法)

第八十六条 新製品又は新技術の開拓等の費用で企業全般に関するものは、一般管理費として、当該費用を示す名称を付した科目をもつて記載しなければならない。ただし、一般管理費と区別して販売費及び一般管理費の次に別に掲記することができる。

第六章 附属明細表

(特定事業を営む会社の附属明細表)

第一百十九条 別記に掲げる事業を営む株式会社及び指定法人のうち、次の各号に定めるものが法の規定により提出する附属明細表の用語、様式及び作成方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)、造船業財務諸表準則(昭和二十六年運輸省告示第二五四号)、証券会社に関する省令(昭和四十年大蔵省令第五十二号)、鉄道事業会計規則(昭和六十二年運輸省令第七号)、一般旅客自動車運送事業会計規則(昭和三十九年運輸省令第一九号)又は自動車道事業会計規則(昭和三十九年運輸省・建設省令第三号)の適用を受ける株式会社については、前条第一項各号に掲げる附属明細表を同条第二項に定める様式により作成するものとする。

二丁八 (略)

(新設)

別記 一〇十六 省略

(新設)

(新設)